

第11期 福岡市男女共同参画審議会（第1回）議事録

1. 開催日時 令和7年2月6日（木） 14:00～16:00
2. 場 所 天神スカイホール ウエストルーム
3. 出席者 （出席委員 15名）
池内委員、岩崎委員、簡委員、下川委員、進藤委員、高山委員、
手嶋委員、戸高委員、新納委員、野依委員、浜上委員、原田委員、
松本委員、三雲委員、米田委員
（欠席委員 2名）

（福岡市 13名）
市民局理事 外12名
4. 傍聴人 1名
5. 議 題 （1）会長、副会長の選出について
（2）苦情処理部会の設置について
（3）諮問事項について（次期男女共同参画基本計画の策定について）
6. 議事概要 （○…委員 △…福岡市）

【議題1 会長・副会長の選任について】

△男女共同参画に関する知見が豊富な野依委員を事務局から推薦したいがよろしいか。

（異議なし） 会長は野依委員に決定

○福岡市男女共同参画を推進する条例第30条第3項の規定に基づき、会長の職務代理者として副会長を選出したい。

会長があらかじめ指名することとなっている。副会長は、松本委員にお願いしたい。

（異議なし） 副会長は松本委員に決定

【議題2 苦情処理部会の設置について】

△＜「男女共同参画の推進に関する施策などに対する苦情の処理（概要）」により、苦情処理制度について説明し、今までどおり苦情処理部会を設置することを提案＞

○他に意見などがなければ、苦情処理部会を設置することとしてよいか。

（異議なし）

○部会に属する委員は、条例第32条第2項により、「委員の中から会長が指名する」となっているため、私から指名したい。社会福祉法人福岡県母子福祉協会事務局長の岩崎委員、公募委員の原田委員、弁護士の浜上委員、一般社団法人 WE-Next 副代表の高山委員、福岡市立中学校校長会代表の三雲委員の5名にお願いしたい。

（異議なし）

○条例第32条第3項により、「部会長は委員の互選による」となっている。苦情処理部会の委員は本審議会後に残っていただき、部会長を選出していただくこととする。

（諮問書を市民局理事から会長に手渡し）

【議題3 次期福岡市男女共同参画基本計画の策定について】

△ ＜資料1により次期男女共同参画基本計画案について説明＞

○別紙「第5次基本計画成果指標と参考指標（案）」の成果指標、基本目標4、事業所における男性の育休取得率が48.7%ということだが、参考指標、基本目標4、男性の育児休業の平均取得期間が2週間越えの事業所の割合6割というのは、48.7%の中で2週間を超える割合ということか。

△今年度の福岡市内事業所の労働実態調査の速報値を記載しており、ご質問の通り、市内事業所において、男性の育休取得率が速報値で48.7%となり、この取得している事業所のうち2週間を超える事業所の割合が61%である。

○平均取得期間はどのくらいか。

△現在精査中であり、数字が確定したら報告する。

○別紙「第5次基本計画成果指標と参考指標（案）」の成果指標の基本目標6について、福岡市役所における女性管理職比率の目標値を検討中とあるが、できるだけ高い目標を期待する。

△こちらの数値については次期特定事業主行動計画を策定するにあたり、前向きに検討していく。

○デートDVに関する教育実施校は6校とあるが、少ないように感じる。実施できない要因があるのか。中学校、小学校で実施しているのか。

△デートDV防止講演会は市立高校4校にて実施してきた。今年度から中学校にも対象を拡大し、希望する中学校に講演会を実施している。中学校に関しては初年度ということで、学校における年間のプログラムとの兼ね合いもあり、希望したのが2校、市立高校4校と合わせて計6校実施した。来年度も中学校も含め実施していく予定であり、より多くの中学校で実施できることを期待している。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたが、基本目標3の成果指標、女性相談支援に携わる福岡市職員の初任者研修修了率は毎年100%を目指すということか。

△基本的に、目標に関しては第5次計画の終了時点までにという考え方だが、基本目標3に関しては毎年100%で設定したいと考えている。

○新しい法律で目標も立てにくいと思うが、市職員が研修を受けることは仕事の範囲ではないか。成果指標に設定したのはなぜか。

△委員ご指摘の通り、今年度から新しくできた法律であり、各自治体手探りの状況である。女性相談支援に携わる福岡市職員の初任者研修修了率100%については、現在でも国・県・市の研修を職員は受講しているが、きちんと体系化されていない状況である。来年度、初任者研修として体系化したプログラムを新たに打ち出したいと考えており、それを完全に修了した人の割合を100%ということで目標設定をしている。

○審議会など委員への女性の参画率は審議会によって多い、少ないがあるのか。

△福祉部門は比較的女性委員の割合が高く、交通関係、水産業関係は女性委員の割合が低い傾向にある。特定の分野で女性の参画率が伸び悩んでいる。

○2ページの取り巻く環境について、健康課題等については第5次計画のこういったところに入ってくるのか。

△第5次基本計画の基本目標5、働く女性の活躍推進計画の中に、女性の就業継続、キャリア形成に向けた施策として入ってくる。

○健康課題は女性に偏った話なのか、男女に対する健康管理のことなのか。

△女性・男性特有の健康課題として取組んでおり、男性に関しては更年期障害、前立腺がん等の泌尿器系の疾患、不妊治療も女性に限ったものではない。今年度は10社の伴走型支援を行っているが、企業の社員のアンケート調査の結果では、これまで顕在化しなかった男性特有の健康課題により、仕事への影響が出ているという結果が判明した。

○デートDVの防止に関する予防教育の実施に関して、講座を実施するのは学校の教師か。

△デートDV防止講演会は外部講師として、女性支援を行っている団体の方を招き、話をしていただいている。

○女性相談支援に携わる福岡市職員の初任者研修修了率100%という話があり、体系化した研修プログラムを今から期待している。研修については、民間団体にも門戸を開いてもらえると助かる。団体の規模が小さいと、独自の研修を組むことが難しい場合もあることから、そういう方々が研修受講できるよう検討いただきたい。

△女性支援新法に関して、困難を抱える女性の支援は市役所の力だけでは十分ではなく、民間の方のご協力も必要である。こういった形で民間団体等と連携していけるか今後検討していきたい。

○女性支援新法では、民間団体との協働による支援が求められているため、今提案があったように、市職員だけでなく民間の相談員も一緒に研修を受けることでネットワークづくりの第一歩になるだろう。

○成果指標4、ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度を導入している事業所の割合に関して、実際にどのような制度を導入しているのか。また、導入した制度の利用率調査は行っているのか。

△導入制度については、今年度実施の市内事業所の労働実態調査の中で調査した速報値で、導入している主な制度としては、育児介護のための短時間制度、フレックスタイトムや時差出勤制度、在宅勤務がある。何も導入していない企業が約2割あるため、そこを伸ばしていきたい。利用率は複数回答であり、現在集計中である。

○審議会等委員への女性の参画率について、交通や水産分野が低いということであったが、目標値に近づけるためにはどういったことが考えられるか。

△女性の参画率向上については、審議会の所管課と事前協議を実施し、改選後の委員の女性割合の見通しについて意見を聞き、女性委員を増やすことについて所属長と話すとともに、女性委員の参画割合が多い他都市の例を提示し参考にしてもらうといった取組みを行っている。

○自治協での役員、会長の女性が少ないと感じている。前回の審議会でも話したが、我々に任せておくだけでなく、自治体が何らかの工夫をしないと自治協の女性割合を増やすのは難しいのではないか。

△ご指摘のとおり地域の自治協などの女性の参画率はかなり低い水準にとどまっているのが現状である。ただ、地域の団体は独立した団体であり、行政から強い働きかけを行うことは難しい。これまでも公民館向けの研修を行うなど、地域において女性参画が進むような取組みを行ってきた。自治協には下部組織が複数あることから、そちらの方から女性を増やしていくことで、自治協のトップにも女性が増えていくよう、検討していきたい。

△地域で行う研修への講師派遣など、地域での男女共同参画が進むような働きかけをしている。また、これまでも行っているが、次年度についても、地域の女性活躍のリーダー研修を予定しており、地域における女性の自治会長なども増えていくような取組みを進めていきたいと考えている。

(審議会終了後)【苦情処理部会：部会長の選任について】

△部会長については、高山委員を事務局から推薦したいと思うがよろしいか。

(異議なし) 苦情処理部会 部会長は高山委員に決定

○福岡市男女共同参画を推進する条例第32条第5項の規定に基づき、部会長の職務代理者として副部会長を選出したい。

会長があらかじめ指名することとなっている。副会長は、岩崎委員にお願いしたい。

(異議なし) 苦情処理部会 副部会長は岩崎委員に決定